

苦情処理調査部会のあり方について

1 苦情処理調査部会の運営状況等

- (1) 情報公開推進会議では、情報公開に係る事務についての苦情の申出を専任的に処理するため、法的知識及び紛争処理に係る専門的見識を有する委員による苦情処理調査部会（以下「部会」という。）を設置している。
- (2) 部会を構成する委員は、行政組織条例に基づき会長が指名する。今期の委員として平成21年度第1回情報公開推進会議で、菅野委員、井上委員、伊藤委員の3名が指名された。
- (3) 部会の運営については、行政組織条例に基づき会長が定めた「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」（以下「要領」という。）で定めており、「苦情調査は、原則として、部会長が部会を構成する委員のうちから指名する委員（「調査委員」）が行う」と規定している。（要領第6条第2項）
- (4) 平成19年度第2回情報公開推進会議において、部会を構成する委員以外の委員にも部会に参加（調査に協力）してもらおう方向で議論がなされ了承された。
- (5) 平成19年9月に申出のあった苦情から、事前に部会に参加する旨回答のあった委員（以下「参加希望委員」という。）にも苦情調査に協力していただいている。
- (6) 調査に協力していただく参加希望委員は、案件が発生するごとに、部会を構成する委員と併せて部会長が指名している。
- (7) 平成21年度第1回情報公開推進会議で、参加希望委員も議決・判断にかかわれるようにするべきとの意見があった。

2 平成21年度第3回苦情処理調査部会での意見

- (1) 裁判員制度も導入された。その様な状況も踏まえて、参加希望委員も決定に関与できるようにしてほしい。
- (2) 将来的には決定に関与できるような仕組みにすべきだと思う。
- (3) 実際に調査に当たってみて、勉強しないとついていけないところがあり、個人の能力が問われると感じたが、決定に関与できる方向で進めていただいてよいと思う。
- (4) 他の委員の意見も聴いた上で、参加希望委員も決定に関与できる方向での要領の改正等を検討していくべきである。

千葉県情報公開推進会議における議決について

平成17年7月29日

1 議決の趣旨

千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）に係る千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第27条の2及び千葉県議会情報公開条例（以下「議会条例」という。）第28条の2の規定の施行に際して必要となる事項について、千葉県行政組織条例第34条の規定により会長が定めることができる事項を除き、部会の設置その他の必要な事項を議決によって定めるもの。

2 議決事項

(1) 苦情処理調査部会を設置すること。

[内容]

推進会議の部会として、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定により申出のあった苦情を専任的に処理し、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案に係る調査を行うため、苦情処理調査部会を設置する。

[理由]

推進会議の活動として、情報公開事務に係る苦情の処理が規定されており、また、設置に至る当初からの検討の中で、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案の調査を行うことが予定され、推進会議に一定の調査権限が付与されているが、これらを円滑かつ迅速に行うためには、法律的知識及び紛争処理に係る専門的見識を有する委員による部会を設置することが必要である。なお、部会の構成及び運営については、会長が別に定める。

(2) 苦情処理調査部会の議決をもって、推進会議の議決とみなすこと。

[内容]

苦情処理調査部会の議決は、その議決をもって推進会議の議決とみなすこととする。

[理由]

情報公開事務に係る苦情については、推進会議に対して申し出られるが、実施機関等に対して、問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知することが考えられる。この際、実施機関等に対して意見等を通知することを、全て推進会議の議決に関わらせていたのでは迅速かつ円滑な処理が不可能となるので、苦情処理部会の議決をもって推進会議の議決とみなす必要がある。

【平成21年8月27日付け情公推第29号別紙】

苦情処理調査部会の運営について

苦情処理調査部会においては、部会を構成する委員以外の委員にも下記のとおり部会に参加いただくこととしている。

記

1 委員の選任について

ア 原則は情報公開推進会議委員の名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任するものとする。

イ 部会への参加の可否については、事前に委員に確認するものとする。

2 委員の身分について

苦情処理調査部会を構成する委員ではなく推進会議の委員として、部会に関与するものとする。

3 委員と申出人の利害関係の有無について

苦情申出や開示請求を一緒にやっていたなど、委員と苦情申出人の関係が強い場合は選任しないものとする。その他、利害関係の有無については苦情処理調査部会で検討するものとする。

4 委員が関与する範囲について

ア 部会を構成する委員とともに調査にあたり、部会の会議で意見を述べるものとする。

イ 委員の意見は尊重するが、最終的な議決・判断は苦情処理調査部会が行うものとする。

苦情処理調査部会に参加する住民の代表等委員

(平成22年2月10日現在)

区分	氏名	所属団体名・役職
住民の代表者	おおた きょうこ 大田 恭子	(公募委員) 主婦
住民の代表者	くわはた かずこ 桑波田 和子	環境パートナーシップちば事務局長
住民の代表者	さとう はるくに 佐藤 晴邦	日本労働組合総連合会千葉県連合会副会長
住民の代表者	さわだ しげお 澤田 成雄	(公募委員) 自由業
学識経験者	たがや かずてる 多賀谷 一照	千葉大学法経学部教授
住民の代表者	はしもと やすひろ 橋本 安弘	(公募委員) 無職
住民の代表者	ふじい きみお 藤井 公雄	ほっとねっと所長
住民の代表者	やなせ ゆうた 柳瀬 雄太	木更津商工会議所専務理事

苦情処理調査部会を構成する委員

(平成21年8月11日決定)

区分	氏名	所属団体名・役職
学識経験者	いとう さやか 伊藤 さやか	弁護士
学識経験者	いのうえ たかゆき 井上 隆行	弁護士
学識経験者	すげの やすし 菅野 泰	弁護士 (部会長)